第十八条の二十第三十六項中「第七号」を「第五号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同条第三十九項中「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第十八条の二十の二第十三項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第三十八項中「二月」を「四月」に改め、同条第三十九項中「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第十八条の二十の二第十三項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第十五項中「二月」を「四月」に改める。

第十八条の二十一第八項第一号チ⑵中「令和六年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同号ヌ中「令和六年分」を「同条第十項に規定する居住の用に供した日（ヌにおいて「居住日」という。）の属する年分」に、「第百九十四条第四項、第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項、第百九十五条第五項」に、「同年分」を「当該居住日の属する年分」に改め、同号ヌ⑴中「、当該対象配偶者」の下に「がその者の配偶者に該当する旨」を加え、同号ヌ⑵中「令和六年」を「当該居住日の属する年」に改め、同条第十一項中「同項第一号イ」を「第八項第一号イ」に改める。

第十八条の二十四第一項中「第百二十条第六項」を「第百二十条第八項」に改める。

第十九条の二第十四項中「又は令和五年度の一般会計補正予算（第1号）」を「、令和五年度の一般会計補正予算（第1号）又は令和六年度の一般会計補正予算（第1号）」に改め、同条第十七項第一号中「前年」を「基準年」に、「、前々年。以下この項」を「当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前年をいう。次号及び第三号」に、「）が」を「）及び基準前年（その者が一月から九月までに法第四十一条の八第三項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の三年前の年をいい、その者が十月から十二月までに同項に規定する金銭の貸付けを受ける場合にあつては当該貸付けを受ける日の属する年の前々年をいう。次号及び第三号において同じ。）の所得の額が」に改め、同項第二号及び第三号中「前年」を「基準年の所得の額及び基準前年」に改め、同条第十九項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第十九条の九第五項第四号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第十九条の十を第十九条の九の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）

**第十九条の十**　法第四十一条の十五の五第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第百九十六条第一項に規定するその他の財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十一条の十五の五第一項に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所（国内に住所がない場合には、居所。以下この号において同じ。）、個人番号及び所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書を提出する同条第一項の居住者（以下この号において「申告者」という。）との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその同法第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額又はその見積額

二　その他参考となるべき事項

第十九条の十の二第一項第一号中「第二十六条の二十七の二第一項」を「第二十六条の二十七の三第一項」に改め、同項第四号中「第二十六条の二十七の二第二項」を「第二十六条の二十七の三第二項」に改め、同条を第十九条の十の二の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

**第十九条の十の二**　法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十四条の七第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）の規定」とする。

第十九条の十の五第二項中「第三十三条の二若しくは第四十七条第二項」を「第二十七条第一項、第百六条第一項若しくは第百七条第三項」に、「第六十四条第五項」を「第百五十二条第六項」に改める。

施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定は、次に掲げる規定の適用がある場合について準用する。

一　法第三十七条の十三第九項第二号において準用する同条第三項の規定

二　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第九項第二号において準用する同条第三項の規定

三　法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定

四　法第三十七条の十三の二第四項において準用する法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定

2　所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項の規定の適用がある場合における施行令第二十六条の二十八の三の二第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　次号に掲げる場合以外の場合　施行令第二十六条の二十八の三の二第五項第三号又は第四号の規定により読み替えられた所得税法第百四十条第一項第二号又は第百四十一条第一項第二号に規定する法第四十一条の十九第一項の規定を適用して計算した所得税の額、調整基準所得金額及び調整基準所得税額を、それぞれ施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第一号、第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第六項第一号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）又は第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号又は第六項第二号（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する特定株式調整基準所得金額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額及び施行令第二十六条の二十八の三の二第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十三第三項第二号又は第六項第二号に規定する特定株式調整基準所得税額の計算の基礎となる法第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とみなす。